解散公告

当社は、平成二十三年六月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

兵庫県神戸市北区八多町吉尾三五〇番地

日本計測株式会社

代表清算人　平田　育也

解散公告

当社は、平成二十三年七月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

広島県庄原市西城町中野三一三番地一

サンエーマイクロセミコンダクタ株式会社

代表清算人　東　哲也

解散公告

当社は、平成二十三年六月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

広島県福山市今津町二丁目二番三〇号

有限会社メンズショップマック

清算人　寄本　静雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

千葉市緑区鎌取町二八一三番地の七〇

特定非営利活動法人ルーフ21

清算人　岡本　家信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月二十三日開催の第八回定時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

東京都八王子市打越町二〇〇二―七

特定非営利活動法人日本語e-learningセンター

清算人　本河　俊樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十六日開催の第十四回通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

山梨県大月市駒橋一丁目二番二七号

社団法人大月青色申告会

代表清算人　堀内　信人

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十三年六月三十日解散しましたので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

静岡県静岡市葵区黒金町五番地一

財団法人静岡県財形事業協会

清算人　齊藤　進

解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき、平成二十三年四月二十五日付けで滋賀県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

滋賀県東近江市市原野町二三番地

清算法人布引地区土地改良区

清算人代表　西村　長平

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

徳島市南前川町一丁目一番地

鳴門教育大学学校教育学部附属小学校内

財団法人はぐくみの家

代表清算人　岡　敬治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

岩手県宮古市上鼻一丁目一番七号

特定非営利活動法人いわてNPO事業開発センター

清算人　嶋香　紀幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

栃木県河内郡上三川町上三川二三六〇番地

医療法人しらさぎ会

清算人　桑木　晋

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

千葉県八千代市米本一八〇八番地

医療法人社団友愛会

清算人　大森　啓造

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月二十一日開催の社員総会の決議により平成二十三年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

三重県度会郡南伊勢町神津佐五一五番地

社団法人神津佐報徳社

代表清算人　向井　正和

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年六月二十三日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

北海道石狩郡当別町白樺町五八番地

当別町土地開発公社

清算人　近藤　充徳

解散公告（第三回）

当法人は、定款第四十四条に定める存続期間満了により平成二十三年七月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

札幌市中央区北二条西七丁目一番地

社団法人北海道シルバーサービス振興会

代表清算人　横内　龍三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

福岡県柳川市上宮永町三八番地一

特定非営利活動法人柳川まちづくり楽校

代表清算人　西嶋　洋

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年六月七日福岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

福岡県飯塚市新立岩五番五号

清算法人飯塚市建花寺地区土地改良区

清算人代表　小畑　忠之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月二十七日

宮崎県児湯郡都農町大字川北四九〇三番地

特定非営利活動法人さわやか山ノ家

清算人　吉井　光政